

農地転用には
許可・届出が
必要です。

詳しくは、農業
委員会事務局へ！

★ ★ ★ 農業ひろさき ★ ★ ★

2013年3月1日
(平成25年3月1日)

(第85号)

編集と発行

弘前市農業委員会

〒036-8551

弘前市大字上白銀町1-1

☎(0172) 40-7104

若者が、せん定の技 競い合う！ りんご整枝せん定講習会兼競技会

市農業委員会主催の、第7回農業後継者りんご整枝せん定講習会兼競技会が1月22日、市りんご公園で開催され、農業後継者が、せん定の技術と知識を競い合いました。

今回の講習会兼競技会には、23歳から36歳までの30人が参加しました。

競技は3人1チームによる団体の部(10団体)と個人の部で行われ、実技と筆記の総合評価で順位が決定されます。

青森県りんご協会の齋藤力特別講師兼審査員長が模範せん定を行ったあと、競技会の実技試験が始まり、参加者は割り当てられた1本のりんご樹の枝ぶりや樹勢を見極め、慎重に枝を切り落としていきました。

競技会の主な結果は右記のとおりです。



模範せん定で技術を学ぶ参加者たち

◆弘前市長賞(優勝した団体と個人に授与)・弘前市農業委員会会長賞

◎団体の部 優勝…船沢青年部Aチーム

準優勝…若葉会βチーム

第3位…清水森A.P.Tチーム

◎個人の部 優勝…生田慶多(清水森A.P.Tチーム)

準優勝…石岡千景(若葉会βチーム)

第3位…高屋慎太郎(船沢青年部Aチーム)

◆青森県りんご協会会長賞(実技得点での結果)

◎団体の部 若葉会βチーム

◎個人の部 生田慶多(清水森A.P.Tチーム)



団体の部 優勝

船沢青年部Aチーム

(左から)

成田啓輔、成田晃、高屋慎太郎



団体の部 準優勝

若葉会βチーム

(左から)

齋藤達也、石岡千景、林謙成



団体の部 第3位

清水森A.P.Tチーム

(左から)

生田慶多、三上政満、佐藤裕希



個人の部

(左から)

準優勝 石岡千景

優勝 生田慶多

第3位 高屋慎太郎

雪害防止対策に努めましょう！

3月以降の雪害対策について

下記を参考に被害の防止に努めてください。
また、作業中の事故にも十分な注意をお願いします。

■りんご

- 園地内の作業道を確保し、雪が新しく軽いうちに、樹の雪降ろしを行う。
- 雪に埋もれた枝先は、抜き上げる。
- せん定で除去する見込みの枝が雪中に埋もれている場合は、早めに切り取り、塗布剤を塗るなどして切り口を保護する。
- 昨冬の豪雪により被害を受けた枝や樹は、被害部を再点検し、必要に応じて補強する。

■ハウス

- ハウスに積もった雪は、ハウス内の暖房で落雪を促し、早めに下ろす。また、ハウス側面に積もった雪は、すみやかに除排雪する。
- ハウスが破損した場合は、すみやかに補修する。

■問い合わせ先

[りんごに関すること]

りんご課生産振興係(市役所新館6階) ☎40-7105

[りんご以外に関すること]

農政課農産係(市役所新館4階) ☎40-7102



平成25年第1回 弘前市農業委員会総会開催



市農業委員会(横沢由春会長)は1月29日、平成25年第1回総会を中央公民館岩木館で開きました。

提案された議案は、①平成25年弘前市農業委員会所掌事務執行計画 ②小型鳥類によるりんご食害対策に関する要望 ③農耕作業用自動車への指定に関する要望 ④弘前市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の審査及び意見についての4件です。いずれも原案どおり可決されました。

このうち②は、りんごに食害を与える小型鳥類について関係機関と連携して生態調査及び被害調査を行うとともに、食害軽減のための研究を関係機関に働きかけることを求めるものです。また③は、農作業に利用する乗用運搬車の税率が、農耕作業用のものと同一になるよう関係行政庁に要望し、農業者の負担軽減を求めるものです。

可決した要望事項については今後、実現に向けて関係機関に働きかけていきます。

総会ではこのほか、農地法許可の状況など平成24年の農地及び農政事務の概況報告も行われました。

弘前市青年交流会 農業menとスイーツパーティー! カップル3組成立

弘前市青年交流会実行委員会による独身男女の交流パーティーが1月26日、市内ホテルで開かれ、カップル3組が誕生しました。当日は男性20人と女性16人が参加し、市内洋菓子店から取り寄せたスイーツを囲みながら交流を深めました。

◆実行委員募集中 交流会を運営する実行委員を募集中。要件は市内居住の独身農業者(概ね25歳から40歳の男女)です。

■問い合わせ先 青年交流会実行委員会事務局
(市農業委員会内) ☎40-7104



スイーツでなごやかな雰囲気

おにぎりグランプリ

大貝町会(須藤司町会長)が主催し、大貝中山間地農地を守る会(須藤一秋代表)が協賛する第4回おにぎりグランプリが1月13日、市農村環境改善センターで開催。

工夫を凝らした72点のおにぎりが応募しました。

須藤町会長は「米の消費拡大と地域交流につなげたい」と述べました。



いろいろなおにぎりがスバリ

近年続く異常気象に備えて りんご共済「被害限定補償」



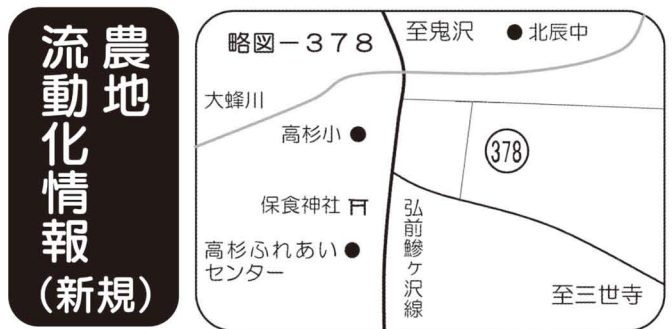
25年産申込み3月25日まで受付中!

- 【対象となる災害】… 風害・ひょう害・凍霜害
- 【対象となる割合】… 畑ごと計算型(畑ごとの減収量で計算)は3割以上、畑ならし計算型(すべての畑での減収量で計算)は2割以上の被害から共済金が支払われます。

- 【農家負担額と補償額】… 申込みは箱数単位となります。
- ★農家負担額は、およそ1箱40円~65円(「ふじ」の場合) ※品種・加入方式等によって異なります。
- ★補償額は最高でおよそ1箱2,350円(「ふじ」の場合) ※品種によって異なります。

- 国が掛金の半分をあらかじめ負担!
- 防風ネット・防霜ファンがあればさらに割引!
- 弘前市が農家負担額(賦課金を除く)の15%を助成いたします!

★申込み締切日 平成25年3月25日まで
■問い合わせ先 ひろさき広域農業共済組合果樹課
☎28-5700



申出区分	略図	農地の所在	現況地目	利用状況	面積	希望売却価格
売りたい	378	前坂字赤井	田	更地	0.79a	価格は交渉次第

取扱窓口及び問い合わせ先

- ①農業委員会農地係(市役所新館4階) ☎35-1111 内線489
- ②農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階) ☎35-1111 内線611
- ③農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階) ☎35-1111 内線841

経営所得安定対策の概要について

国は、平成24年産の農業者戸別所得補償制度と基本的に同じ枠組みで、農業経営の安定と食料自給率の向上を図るため、主食用米を対象とした「米の直接支払交付金」と麦・大豆等の畑作物を対象とした「畑作物の直接支払交付金」及び、水田で主食用米から麦・大豆等へ作付転換を進める「水田活用の直接支払交付金」を直接支払する「経営所得安定対策」の実施を予定しております。

◎米の直接支払交付金

(旧:米の所得補償交付金)

- ◆**交付対象者** 米の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農組織」のうち水稲共済加入者、又は平成24年産米の販売実績がある方
- ◆**交付対象作物** 主食用米
- ◆**交付対象面積** 主食用米の作付面積から自家用米・緑故用米として一律10㌦を控除した面積
※集落営農組織は、農業共済資格団体として水稲共済に加入すれば、組織全体の主食用米の作付面積から10㌦を控除した面積
- ◆「10㌦当たりの交付単価」 別表①のとおり

◎畑作物の直接支払交付金

(旧:畑作物の所得補償交付金)

- ◆**交付対象者** 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農組織」のうち畑作物共済加入者、又は販売実績がある方
- ◆**交付対象面積** 対象作物の24年産の生産面積、又は25年産の販売数量に基づき交付
- ◆「交付対象作物及び面積払い(10㌦当たり)の交付単価、数量払の交付単価(全国一律)」 別表②のとおり

◎水田活用の直接支払交付金

(旧:水田活用の所得補償交付金)

- ◆**交付対象者** 水田において、米の「生産数量目標の達成」にかかわらず、販売目的で、対象作物を生産(耕作)する「販売農家」、「集落営農組織」
- ◆「交付対象作物及び10㌦当たりの交付単価(定額)」 別表③のとおり

◎その他加算措置等

経営所得安定対策では、次の加算支払も行います。

- ◆**品質加算** 畑作物について、数量払の交付単価を品質に応じて増減します。
- ◆**再生利用交付金(旧:再生利用加算)** 畑の耕作放棄地を解消し、麦・大豆、そば及びなたねを作付けた場合に、10㌦当たり一定額(2万円から3万円)を最長で5年間交付します。

◎米の直接支払交付金

(別表①)

定額部分	15,000円/10㌦
変動部分	24年度に米の所得補償交付金を受けた方で24年産米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合は、その差額分を10㌦当たりの単価で「米価変動補填交付金」を直接交付します。

◎畑作物の直接支払交付金

(別表②)

交付対象作物		交付単価
小麦	水田	20,000円/10㌦の面積払い又は
	畑地	6,360円/60㌦による数量払の高い額
大豆	水田	20,000円/10㌦の面積払い又は
	畑地	11,310円/60㌦による数量払の高い額
なたね		20,000円/10㌦の面積払い又は 8,470円/60㌦による数量払の高い額
そば		20,000円/10㌦の面積払い又は 15,200円/45㌦による数量払の高い額

※交付金は、面積払と数量払を併用し、面積払を先に支払い、その後、対象作物の販売数量が明らかになった段階で、数量払の額を確定し、追加で支払う仕組みとなります。

◎水田活用の直接支払交付金

(別表③)

交付対象作物	交付単価
米粉用米・飼料用米、WCS用稲	80,000円/10㌦
麦・大豆、飼料作物	35,000円/10㌦
そば、なたね、加工用米	20,000円/10㌦
その他作物	国の産地資金の予算枠より配分された資金の範囲内で、国と県が対象作物や交付単価等の用途の協議を行い、今後決定される予定です。

◆交付を受けたい方はまず、加入の申し出を

交付対象となる米・畑作物の作付けを実施する農業者は、生産調整方針への参加と需給調整の実施(生産数量目標の達成)が必要となりますので、3月29日(金)までにお近くの農協・集荷業者または市農業再生協議会に申し出てください。

※掲載内容は、平成25年度農林水産省予算概算決定にて公表されたものであり、今後、交付要件や交付単価等に変更が生じる場合もあります。

■問い合わせ先

経営所得安定対策等に関すること

農林水産省東北農政局青森地域センター弘前支所

☎27-5705

米穀の需給調整に関すること

弘前市農業再生協議会事務局(市農政課水田対策係・市役所新館4階)

☎40-7102

講演会開催のお知らせ《農業女性懇談会事業》

産直活動や加工品製造をはじめとする起業等、頑張る農業女性のさらなる飛躍を目的として、講演会を開催します。ふるってご参加ください。

- ◆日時 3月25日(月)午後2時30分～4時
(受付:午後2時～)
- ◆場所 市総合学習センター(学習情報館)2階大会議室
(末広四丁目)

◆講師 道の駅「上品(じょうぼん)の郷」
(宮城県石巻市) 駅長 太田 実氏
*道の駅の経営から得た知識や経験に基づいた参考になる話題がいっぱいです。

- ◆参加料 無料
- ◆定員 50名(先着順)
- ◆申込締切日 3月22日(金)
- 問い合わせ先 農政課農業振興係(市役所新館4階)
☎40-7102 FAX32-3432

平成25年農作業臨時雇用標準賃金を決めました

市農業委員会では、平成25年の農作業臨時雇用標準賃金について下表のとおり決めました。

作業員の臨時雇用や農作業を委託する場合に、農業者の皆さんの目安にしてもらうため毎年設定しているもので、当事者間で賃金を取り決める際の参考としてご利用ください。

■問い合わせ先 農業委員会農政係(市役所新館4階)
☎40-7104

※平成24年10月12日発効の青森県最低賃金額654円(1時間あたり)を基に設定しています。

	作業名	金額(円)	備考	
雇用賃金	田植え	5,300	1日(8時間) 当たり賄い抜き	
	水稻防除	5,300		
	稲刈り	5,300		
	整枝せん定	8,500		
	人工授粉	5,300		
	摘花・摘果	5,300		
	袋かけ	5,300		
	除袋・葉とり・収穫	5,300		
	農作業一般	5,300		
オペレーター	トラクター	1,000	1時間当たり 賄い抜き	
	乗用田植機	1,000		
	コンバイン	1,000		
	スピードスプレヤー	1,000		
請負料金	水田耕起	5,200	10区当たり 機械・運転手付き 賄い抜き	
	畑耕起	4,600		
	荒かきのみ (又は、代かきのみ)	4,000		
	荒代かき	6,000		
	田植機	苗なし		5,600
		稚苗付き		19,000
		中苗付き		26,000
	バインダー(糸付き)	7,300		
	ハーベスター	7,700		
	コンバイン	乾燥なし		17,000
		乾燥まで		27,000
	ロールペラー(糸付き)	4,500		
乾燥機	1,300	1俵当たり(生脱穀)		
スピードスプレヤー	5,000	1,000区、薬剤費別		

忘れずに軽自動車税の申告を!

農地や敷地内などで使用していて、道路を走行しない小型特殊自動車や原動機付自転車も、軽自動車税に係る申告(届出)が必要です。

軽自動車税は、所有していることに対してかかる税金ですので、取得した時は忘れずに申告しましょう。

軽自動車税については、市民税課諸税係(市役所本館2階 ☎35-1117)までお問い合わせください。

なお、市で交付している「標識」は、軽自動車税の申告があった車両を識別するためのものです。道路の走行については、製造元や販売店などにご確認ください。

農地転用、その前に...

農振除外申出4月30日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』(耕作していない農地も含む)として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地(倉庫、資材置き場など)といった耕作以外の目的に使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

農振除外の手続きは、約6か月以上の期間を要します。また、4月30日を過ぎますと、次回分は7月31日が締切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課計画推進係
(市役所新館4階 ☎40-7102)

【岩木地区】総務課農林係
(岩木庁舎1階 ☎82-1621)

【相馬地区】総務課農林係
(相馬庁舎1階 ☎84-2111)